

自然公園等小委員会の設置について

平成25年3月26日

平成26年10月27日一部改正

令和2年〇月〇日一部改正

自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、自然公園等小委員会を置く。
- 2 自然公園等小委員会は、自然公園法（昭和32年法律161号）及び自然環境保全法（昭和47年法律85号）の規定により中央環境審議会の権限に属させられた事項のうち、次に掲げる事項（国立・国定公園の新規指定及びこれに伴う公園計画の決定、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域の新規指定及びこれに伴う保全計画の決定並びにその他の自然公園法及び自然環境保全法の施行上重要な事項に関するものとして自然環境部会長が認めるものを除く。）を調査審議する。
 - イ 国立公園又は国定公園の区域の変更に関するもの
 - ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更に関するもの
 - ハ 国立公園の公園事業の決定等及び生態系維持回復事業計画の策定等に関するもの
 - ニ 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の区域の変更に関するもの
 - ホ 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域における保全計画の変更に関するもの
 - ヘ 自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画の策定等に関するもの
- 3 自然公園等小委員会は、自然公園法の施行状況等を踏まえ、自然公園制度の今後の在り方について調査審議する。
- ~~3-4~~ 自然公園等小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。